

質 疑 回 答 書

1 件 名 地域包括支援センターシステム機器賃貸借（長期継続契約）

2 場 所 越谷市役所サーバ室外14か所

上記案件について、質疑がありましたので、下記のとおり回答いたします。

記

質 疑 事 項	回 答 内 容
<p>Q1：「物件の撤去は、発注者の指定に基づいて本契約を請けた者が行うこと」との記載がありますが、撤去とデータ消去は受注者の責任において、受注者から撤去・データ消去を行う会社への委託によって実施してもよろしいでしょうか。</p>	<p>A1：お見込みのとおりです。撤去とデータ消去は受注者の責任において、撤去・データ消去を行う会社に委託しても問題ありません。ただし、個人情報取扱特記事項第8に記載のとおり、個人情報の処理を第三者に委託させようとするときは、発注者の承諾が必要となります。</p> <p>なお、個人情報取扱特記事項は越谷市賃貸借契約約款に添付しており、本市契約約款等については、越谷市ホームページ（トップページ→暮らし・市政→産業・事業者の方へ→入札・契約情報→公表資料→契約約款等）に掲載しております。</p>
<p>Q2：データ消去については 機器引取後に受注者の指定する場所で行うことよろしいでしょうか。また、消去方法については受注者の指定するソフトウェア消去でよろしいでしょうか。</p>	<p>A2：令和2年5月22日付け総行情第77号におけるマイナンバー利用事務系の領域において住民情報を保存する記憶媒体の分類（詳細は別添資料のとおり）に基づき、庁舎内にて情報の復元が困難な状態までデータの消去を実施したうえで、物理的な破壊を実施し、当該破壊の完了証明書の提出をお願いします。</p> <p>なお、上記が満たせるのであれば、ソフトウェアの種別は問いません。</p>

各都道府県情報セキュリティ担当部長 }
各指定都市情報セキュリティ担当部長 } 殿

総務省自治行政局地域情報政策室長
(公 印 省 略)

情報システム機器の廃棄等時におけるセキュリティの確保について

平素より、当室の業務に格段のご理解・ご協力をいただき誠にありがとうございます。

「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」においては、情報システム機器を廃棄、リース返却等（以下「廃棄等」という。）をする場合、機器内部の記憶装置から、全ての情報を消去の上、復元不可能な状態にする措置（以下「抹消措置」という。）を講じなければならないとされているところです。

先般、神奈川県において、リース契約等により返却した物品からの情報流出事案が発生致しましたことを踏まえ、「情報システム機器の廃棄等時におけるセキュリティの確保について」（令和元年12月6日総務省自治行政局地域情報政策室長）を発出し、住民情報等の重要情報が大量に保存された機器内部の記憶装置に係る抹消措置の具体的な方法に関して当面の措置を要請したところです。

その後、総務省においては、有識者も参画した「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの改定等に係る検討会ワーキンググループ」の議論の結果等も踏まえ、改めて情報システム機器の廃棄等について、以下のとおりと致しましたので、各地方公共団体におかれては、適切な取扱いをお願い致します。

併せて、貴都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）及び一部事務組合等にも、この旨周知されるようお願い致します。

記

1 基本的な考え方

情報システム機器を廃棄等する場合、機器内部の記憶装置からの情報漏えいのリスクを軽減する観点から、情報を復元困難な状態にする措置を徹底する必要があること。この場合、一般的に入手可能な復元ツールの利用によっても復元が困難な状態とすることが重要であり、OSの初期化、および記憶装置の初期化（フォーマット等）による方法は、HDDの記憶演算子にはデータの記憶が残った状態となるため、適当でないことに留意が必要である。

2 取り扱う情報の機密性に応じた機器の廃棄等の方法について

機器の廃棄時における措置にあたっては、当該機器内部の記憶装置に記録される

情報の機密性に応じて、原則として、以下を参考に適切な廃棄等の方法を検討するとともに、作業を外部委託する場合（リース企業に行わせる場合も含む。）は、確実な履行を担保する方法を検討すること。

分類	機器の廃棄等の方法	確実な履行を担保する方法
<p>(1) マイナンバー利用事務系の領域において住民情報を保存する記憶媒体</p> <p>※ マイナンバー利用事務系：社会保障、地方税、防災、戸籍事務等に関する情報システム及びデータ</p>	<p>当該媒体を分解・粉碎・溶解・焼却・細断などによって物理的に破壊し、確実に復元を不可能とすることが適当である。</p> <p>なお、対象となる機器について、リース契約により調達する場合においても、リース契約終了後、当該機器の記憶媒体については、物理的に破壊を行う。この場合、予め仕様に明記のうえ、機器の廃棄方法を契約において明記することが望ましい。</p>	<p>職員が左記措置の完了まで立ち会いによる確認を行うほか、庁舎内において後述(3)で記述する情報の復元が困難な状態までデータの消去を行った上で、委託事業者等に引き渡しを行い、委託事業者等が物理的な破壊を実施し、当該破壊の完了証明書により確認する。当該完了証明書については、破壊の証拠写真が添付されるとともに、その提出期限が定められていることが望ましい。</p>
<p>(2) 機密性2以上に該当する情報を保存する記憶媒体（上記(1)に該当するものを除く。）</p>	<p>一般的に入手可能な復元ツールの利用を超えた、いわゆる研究所レベルの攻撃からも耐えられるレベルで抹消を行うことが適当である。</p> <p>具体的には、①物理的な方法による破壊、②磁気的な方法による破壊、③OS等からのアクセスが不可能な領域も含めた領域のデータ消去装置又はデータ消去ソフトウェアによる上書き消去、④ブロック消去、⑤暗号化消去のうちいずれかの方法を選択することが適当である。</p>	<p>庁舎内において後述(3)で記述する情報の復元が困難な状態までデータの消去を行った上で、委託事業者等に引き渡しを行い、抹消措置の完了証明書により確認する方法など適切な方法により確認を行う。</p>
<p>(3) 機密性1に該当する情報を保存する記憶媒体</p>	<p>一般的に入手可能な復元ツールの利用によっても復元が困難な状態に消去することが適当である。</p> <p>具体的には、(2)に記述した方法①～⑤のほか、OS等からアクセス可能な全てのストレージ領域をデータ消去装置又はデータ消去ソフトウェアにより上書き消去する方法がある。</p> <p>OSの初期化、および記憶装置の初期化（フォーマット等）による方法は、HDDの記憶演算子にはデータの記憶が残った状態となるため、適当ではない。</p>	<p>庁舎内において消去を実施し、職員が作業完了を確認する方法など適切な方法により確認を行う。</p>

3 補足事項

- ① データの消去方法の選択に当たっては、コンピュータ技術の変化にも留意する必要がある。例えば、SSD については、製造者のみが管理する領域等が存在することから、消去のコマンドが期待どおりに実行されるかは、製造者との信頼と保証に頼らざるを得ないとの指摘がされている点に留意が必要である。
- ② マイナンバー利用事務系の情報を扱う基幹系システム等については、いわゆる自治体クラウド等、クラウドを利用している場合であっても、その情報資産を廃棄する場合は、原則として当該情報資産が取り扱われる機器を原則として物理的に破壊することが適切である。（現状の自治体クラウドにおいては、ハウジングのケースが多く、サーバ等の機器を管理する区域が明確な場合も多いと想定され、サービス提供終了後に機器を物理的に破壊することも可能と考えられるが、それ以外のサービス利用形態等におけるサービス利用終了後のデータの抹消について、物理的な破壊が困難な場合のデータの抹消の在り方については、別途検討が必要。）

- 4 「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインの改定等に係る検討会ワーキンググループ」における検討の概要や関係ガイドライン等を別紙のとおりまとめているため、適宜参考とされたい。

連絡先：自治行政局地域情報政策室 安達、権藤、池田、西口 T E L : 03-5253-5525 (直通) F A X : 03-5253-5530 E-mail : lg-security@soumu.go.jp
--